

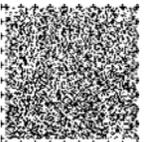
特別支援教育理解啓発資料 管理職必携

# 「個別の教育支援計画」による支援の実際

—さらに推進する特別支援教育—

平成 24 年 3 月

東京都教育委員会



# 本書の目的

平成19年4月から、特別支援教育が法制化され、全ての学校において、支援を必要とする幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）に対し、その教育ニーズに応じて、適切な教育を行うことが明らかになりました。

特別支援教育の理念を踏まえ、各学校において適切な指導を行うためには、まずは、学校経営のリーダーである校長及び副校長が、特別支援教育を自校でどのように推進するかを、教職員や保護者に方針を示す必要があります。

平成19年4月1日付の文部科学省初等中等教育局長からの通知「特別支援教育の推進について」（19文科初第125号）では、校長の役割を次のとおりとしています。

## 2 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

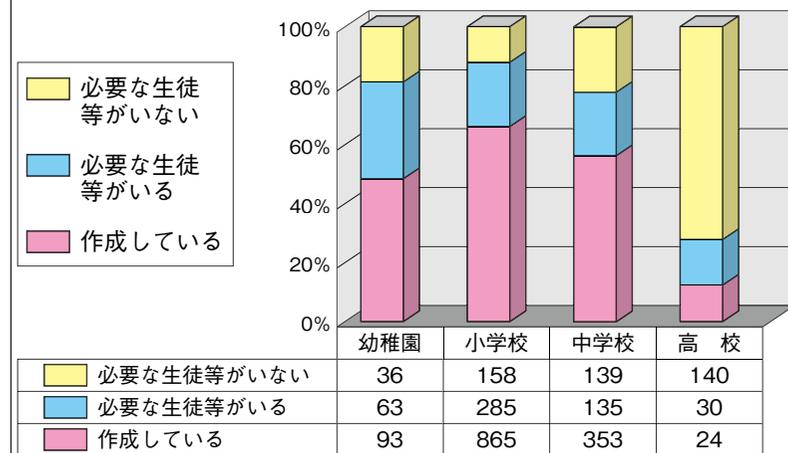
東京都の公立学校においては、特別支援教育の法制化から5年がたち、各学校における校内体制は充実してきているものの、個別の教育支援計画の作成率は、全国に比べてやや低い水準であり、学校間の引継ぎも円滑に行われているとは言えません。右図が示すとおり、個別の教育支援計画の作成が必要な児童・生徒がいない、あるいは必要な児童・生徒がいても、未だに作成していないといった状況があります。

こうした状況を改善するために、まずは、校長等の管理職に、特別支援教育の校内体制の在り方を、改めて考えていただきたいとの願いから、本書を作成しました。

## 次に述べる体制の整備等とは…

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成 ※東京都では「個別指導計画」
- (6) 教員の専門性の向上

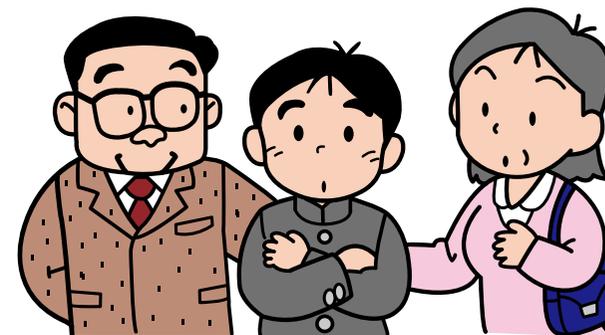
個別の教育支援計画作成状況（都内公立学校 平成23年度）



# 本書の使い方

本書は、主に小・中学校と高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を想定して、まとめています。幼稚園や特別支援学校においても、参考にしてください。

発達障害の児童・生徒がどのように成長していくか、それぞれの発達段階の課題と各学校の役割を概説します。現在携わっている校種の部分だけを読むことも一つの使い方です。小・中・高それぞれの段階において、どのような支援を行い、個別の教育支援計画を引き継いでいくのかを一読いただきたいと考えています。接続する校種において、どのような情報を伝達し合うかを理解することで、児童・生徒のよりよい支援が引き継がれていきます。



本書は、例えば次のように使っていただくことを期待しています。

- ① まずは、管理職自身が一読し、自校の特別支援教育に関する課題を明らかにする。
- ② 管理職から、本書を使いながら、特別支援教育コーディネーター等に対し、自校の特別支援教育に対する方針を示す。
- ③ 校内研修会等で本書を活用するとともに、保護者等への理解啓発を図る。

## 【目次】

本書の目的、本書の使い方……………	2	6 個別の教育支援計画の引継ぎ……………	14
1 年齢によって変わる行動特徴……………	4	7 「個別の教育支援計画」と「個別指導計画」……………	16
2 支援を必要とする子供の気付きと対応……………	6	8 支援機関とのつながり……………	18
3 個別の教育支援計画の作成の意義……………	8	9 実際の「個別の教育支援計画」……………	20
4 個別の教育支援計画作成の流れ……………	10	10 Q&A ……………	23
5 個別の教育支援計画の作成の実際……………	12		

本書における「個別の教育支援計画」の様式については、「小・中学校における個別の教育支援計画作成の手引」（平成19年3月 東京都教育委員会）で示した書式を基本として、使用しています。

なお、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、個別の教育支援計画の充実を図るために、書式の見直しも含めた検討を行っております。今後、変更があった場合には、改めてお知らせします。

本書の作成に当たっては、次の方々から御協力をいただきました。

- 平成23年度 個別の教育支援計画充実事業検討委員会
  - 平成23年度 都立高等学校における個別の教育支援計画充実事業検討委員会
- また、平成23年度「個別の教育支援計画講習会」及び「都立高等学校における特別支援教育推進のための講習会」の講演内容を参考にさせていただきました。ここに、厚く御礼申し上げます。

# 1. 年齢によって変わる行動特徴

## — 発達障害の子供の困難さの変化を理解しましょう。 —

発達障害の子供は、年齢とともに行動特徴が変わります。したがって、学校生活で顕著となる課題も、校種によって変わってくる場合があります。

都立高等学校で発達障害に関する相談を行っている臨床発達心理士の松村裕美氏の講演内容（平成23年10月12日 於、東京都教職員研修センター）から、まとめました。

	幼児期	小学校時期	中学校時期
事例1 Aさん	幼児期は <u>一人遊び</u> が多く、おとなしく、手がからなかった。	入学後、一斉の指示には従わず、国語の時間なのに、算数の教科書を見るなど、勝手な行動が多かった。高学年になると、友達と遊ぼうとするが、 <u>一方的に自分が興味のあることを話す</u> ので、会話が成り立ちにくかった。	<u>不登校傾向</u> となり、担任がスクールカウンセラーとの面接を勧め、「分かった」と了解。しかし、カウンセラーとの面会の場になると、急に「なぜ、この人と話すの？」と聞くなどの態度をとった。 <u>飲酒、家出</u> などの問題行動も起こし始めた。
事例2 Bさん	とにかく <u>動き回る子</u> で、迷子になることが多く、母親の負担感が高かった。	学習内容はほぼ理解しているが、持ち物の管理が悪く、 <u>本児の持ち物が教室中に散乱</u> してしまっていた。授業中も机の上の物を落とすことが多い。	片付けについては、全ての物をかばんに入れることでとりあえず解決した。しかし、必要な時に見つけることができず、その結果、 <u>宿題を提出できない</u> ことが目立った。
事例3 Cさん	出生時、幼児期に特記事項なし。活発で外で遊ぶことを好んだ。	授業には参加し、理解力はあるが、 <u>字がきたない</u> 。桁をそろえて書くことができない。保護者のサポートもあり、テストで得点をとることはできた。	<u>ノートをとらない</u> 。作文は書いてもとても短い（内容を話すことはできるが、書かない）。 <u>提出物を仕上げる</u> ことができない。技術などの授業では <u>作業をせず、おしゃべり</u> をしている。
事例4 Dさん	保健所の健診で <u>言葉の遅れ</u> が指摘されたが継続相談は受けなかった。幼稚園では、友達の後について生活していた。	<u>学習はやや遅れ気味</u> だが、保護者のサポートがあり、単元ごとのテストではある程度できていた。近所の塾では、2年遅れ程度の教材で学習していた。	友達と交流がなく、一人でいることが多く、教員といることを好んでいた。 <u>不登校傾向</u> となったが、保護者は、強硬に登校を促した。 <u>家は出たけれども登校せず</u> 、一晩探すこともあった。

## 高等学校でみられる課題には、次のようなことがあります。

学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中にノートをとることができない。</li> <li>・特定の科目ができず、単位がとれない。</li> <li>・周りの音が気になって集中できない。</li> <li>・レポートが提出できない。</li> <li>・同時に二つのことができない。</li> <li>・スケジュール管理ができない。</li> </ul> 
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約束の時間を忘れる。</li> <li>・思い込みが激しい。</li> <li>・授業の予定が変更になると許せない。</li> <li>・自分が納得するまで質問し、授業の進行を妨げる。</li> <li>・相手に関心がない様子を示していることに気付かず、自分の興味があることを延々と話す。</li> <li>・クラスメートと頻繁にトラブルを起こす。</li> <li>・自己不全感や挫折感を訴える。</li> </ul>

高等学校段階になると、発達障害そのものの特徴よりも、学習の困難、課題に付いていけず進級の問題、不登校や生活指導上の問題など、高校生活を送ること自体に困難になる例も少なくありません。

専門家は、高等学校段階の課題を、次のように話しています。

- ・一見、他の生徒と同じような問題を抱えているように見えるが、本人の努力だけでは改善できない。
- ・周囲が本人の問題を理解していない場合、「意欲がない」「努力不足」と叱られる結果となり、孤立する。
- ・思春期となり、自分でも問題点が意識できるようになるが、これがなかなか改善できない。さらに周囲との信頼関係もなく、本人の自己不全感が強くなり、自己評価が下がる。その結果、二次障害（＝うつ状態、反社会的行動など）を引き起こす。

発達障害に対する正しい理解と適切な支援がないと、問題行動が顕著になり、やがて二次的な障害を引き起こすおそれがあります

しかし、正しい理解と適切な支援があれば、課題は解決できるのです。

- ・困っていることについて、一緒に解決方法を探していこう、という姿勢で生徒に接する。
- ・改善とまではいえなくても、自分の問題に立ち向かい、努力していることを認める。
- ・生徒が自分の特性を理解し、自分を認め、自分の将来に向けて努力することを支える。

こうした支援があればこそ、本人は自分で対応する力を身に付けることができます。また、こうした支援を継続することで、自分の特性を配慮した進路を選ぶことができるのです。

発達障害のある児童・生徒は、どの学校にも在籍し、支援を求めています。

学校だけで解決が難しい場合は、専門家や関係機関との連携によって、よりよい支援の方法を探ることが重要です。

そのためにも、個別の教育支援計画を作成することが求められています。

# 2. 支援を必要とする子供の気付きと対応

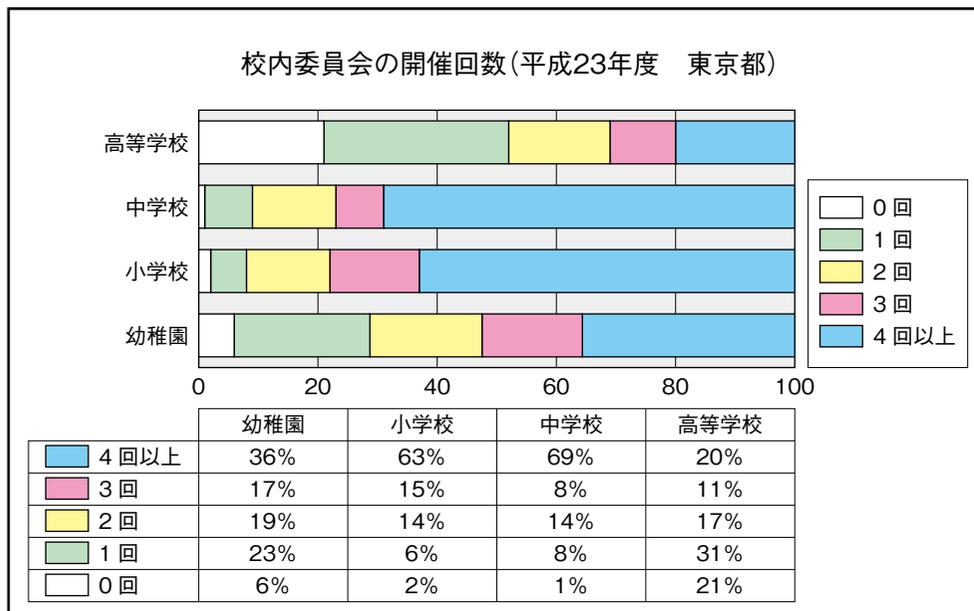
## － 校内委員会の運営のポイント －

### 校内委員会とは

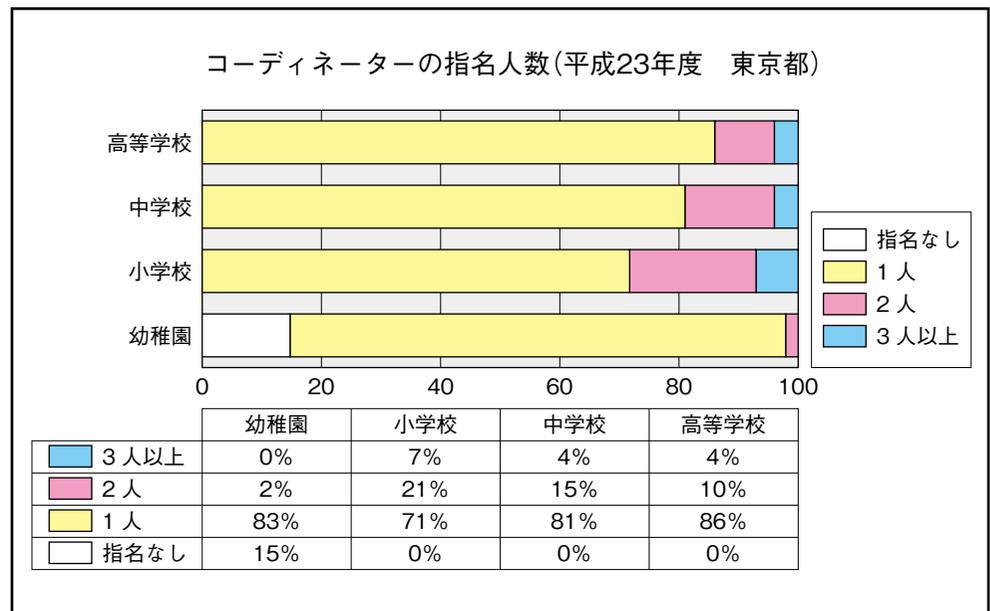
各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握（気付き）や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置することが大切です。

また、校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会の企画・運営、連絡・調整役割を担うために、特別支援教育コーディネーターを指名します。特別支援教育コーディネーターが機能しやすいように、校務分掌に位置付けるとともに、教職員はもとより、児童・生徒や保護者にも、コーディネーターの氏名を紹介することが必要です。

◎校内委員会を複数回実施する学校が、増えてきています。



◎コーディネーターを複数指名する学校が、増えつつあります。



## 成績会議や生徒指導会議も、校内委員会の場になります。

前章でも紹介しましたように、発達障害の子供は、問題の表れ方が年齢によっても違いますし、問題が深刻になって初めて気付かれ、二次障害を起こしている場合も少なくありません。一方、学校現場では、様々な教育課題への対応に追われ、改めて「特別支援のための委員会」を開催しようとしても、十分な時間が取れないことも現実です。

むしろ、学年会や生活指導の会議、高等学校においては、単位認定に関わる成績会議の場で、話題に上った児童・生徒のうち、特別支援教育の視点で問題を整理していく中で、支援の方法が明らかになり、実質的な校内委員会の役割を果たすこともあります。中学校・高等学校では、かつて、「我が校には、発達障害の生徒はいません」と言っていた管理職も少なからずいました。それぞれの学校で、生徒自身が困っていることを丁寧に見ていくと、支援が必要な生徒がいることへの気付きにつながることもあります。

### 校内委員会をよりよく運営するためのポイント

○校務分掌の一つに位置付けていること。

○定例会が年間計画に示されていること。

年に2回（1学期の終わりと3学期）に会を開き、支援の必要な児童・生徒がいるか、いないかを話すだけでも有効です。

○臨時会を、開けるようにしておくこと。

必要に応じて、簡単に集まれること。

○メンバーが、役割意識を持って参加すること。

### 校内委員会での話し合いのポイント

○うまくいっている事例には大いに学び、その要因をよく考え、共通理解をしておくこと。

○うまくいかない原因の究明に、あまりに時間や労力をかけないこと。

○今から具体的にできることを考えること。

○使える資源は、積極的に使うこと。

（特別支援学校のセンター的機能を積極的に使いましょう）。

# 3. 個別の教育支援計画の作成の意義

## － 支援をよりよくつなぐための「青写真」－

### 特別支援教育への変遷

平成19年4月、学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」が、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒も対象とした「特別支援教育」に変わりました。平成19年4月1日付けの文部科学省通知では、次のように示されています。

**特別支援教育**は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、**幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握**し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

特別支援教育を進めていくためには、本人や保護者の希望や願いを踏まえ、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに基づき、適切な指導や、必要な支援を行うことが重要となります。そのためには、個別の教育支援計画と個別指導計画を適切に作成することが大切です。

### 個別の教育支援計画とは？ － 新学習指導要領の記述から

小学校、中学校学習指導要領（平成20年3月告示）及び高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）では、総則 第4（高等学校は第5款）「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、障害のある児童・生徒について、次のように明記されています。

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここに示されている、**指導についての計画**とは、個別指導計画のことであり、**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**とは、個別の教育支援計画のことになります。

なお、特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）には、個別指導計画（文部科学省では個別の指導計画）や個別の教育支援計画の作成について、双方とも“作成すること”と作成が義務付けられています。

## 個別の教育支援計画を作成する意義

個別の教育支援計画を作成する主な意義は次の2点であると言えます。

### ① 教育、保健・医療、福祉等が連携し子供を支援していく長期間の計画

- 個別の教育支援計画は、本人や保護者の希望を踏まえ、教育、保健・医療、福祉等の各機関が同じ方向で支援ができるような長期計画（青写真）であり、また、各機関の役割分担を示す計画

### ② 教育、保健・医療、福祉等が行ってきた支援の情報伝達の道具

- 教育、保健・医療、福祉等が行っている支援を整理し、支援の情報を次につなげていく道具
- 子供が進学したとき、今までどのような支援や解決方法を行ってきたかが分かる情報伝達の道具



個別の教育支援計画は、支援が必要な児童・生徒を「これから、どのような方向に指導・支援をしていくのか？」  
「具体的にはどのように指導・支援をしていくか？」について定めた計画になります。

個別の教育支援計画を適切に作成することで、次に説明する個別指導計画作成の方向性や内容も具体的なものになるといえます。

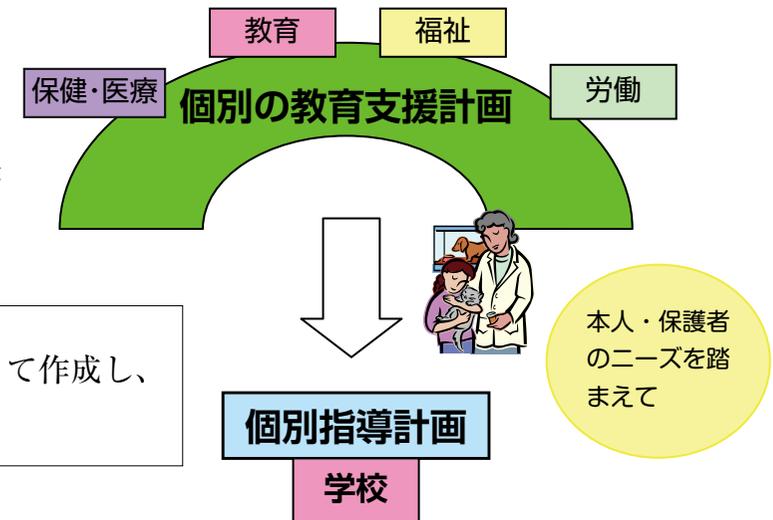
## 個別指導計画を作成する意義

個別指導計画は、一人一人の児童・生徒の指導目標や具体的な手だてを明らかに示した計画です。

個別の教育支援計画を基に、一人一人の児童・生徒のニーズを把握して、一人一人の指導の計画を作成することが大切です。

### ○ 学校における一人一人の児童・生徒の支援・指導の計画

- 児童・生徒一人一人の指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全体にわたって作成し、児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うための計画



# 4. 個別の教育支援計画の作成の流れ

— はじめは大枠を作り、修正を加えていきます。 —

## 誰が作成するのか

個別の教育支援計画は、一人一人の児童・生徒の長期的な支援の計画の作成です。本人や保護者を交えて、**学校が作成する計画**です。保護者の積極的な参画を促し、本人や保護者の意見を十分に聞いて、福祉、医療機関等の支援機関と連携を図りながら作るものです。

ですから、学級担任が一人で作成するものではありません。学級担任、特別支援教育コーディネーターが中心となって、管理職や巡回相談員のような専門家の支援を受けながら、学校全体で作成するものです。**校長は、個別の教育支援計画の最終段階で内容を確認し、署名・押印**します。

できあがった計画は、保護者に渡すとともに、学校でも控えを保管します。学校は、必要に応じ支援会議を開いたり、内容の加筆・修正をしたりしていきます。新しい年度で学級担任が替わる場合、また、上級学校へ進学する際には、学校が作成した個別の教育支援計画を確実に引き継ぐようにしていくことが重要です。

個別の教育支援計画は、学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心になって、学校として作成する。校長は、内容を確認する。

## いつ作成するのか

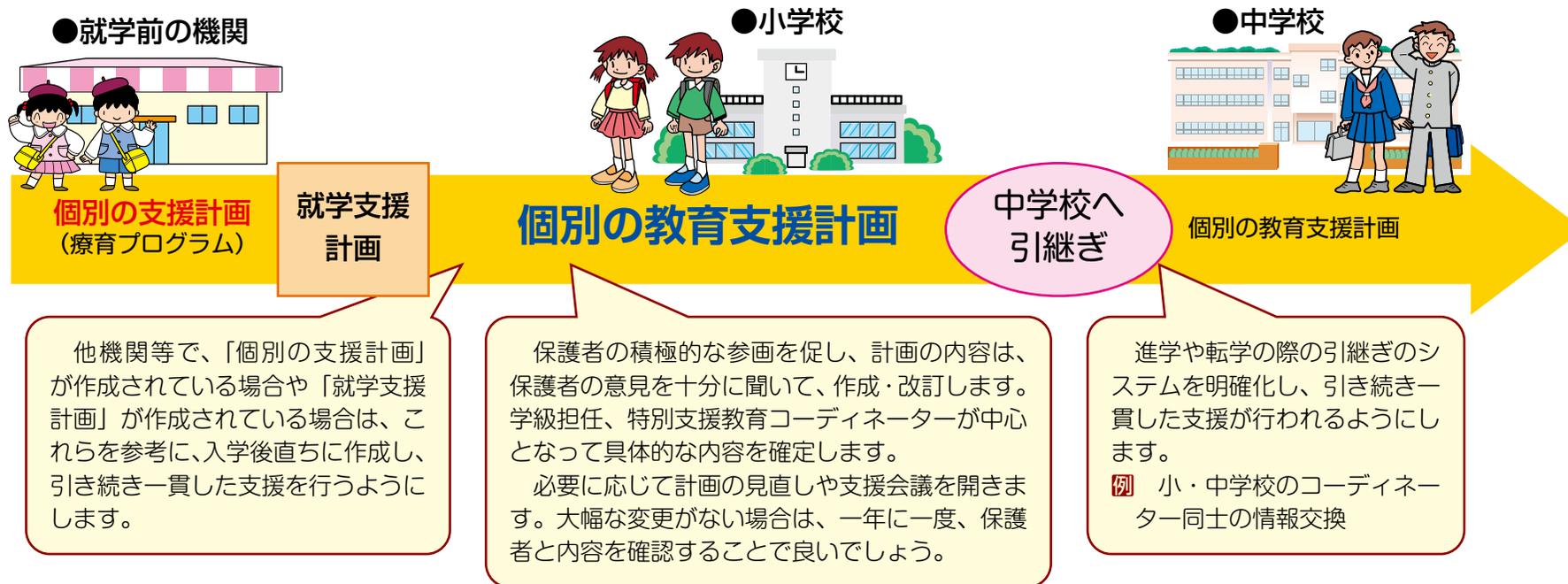
### ① 入学する前から特別な支援を受けている児童・生徒の場合

入学後・転入後なるべく速やかに作成することが好ましいと考えられます。児童・生徒も学校にある程度慣れ、学級担任や特別支援教育コーディネーターも児童・生徒の様子を把握し、入学や転学前の学校や保育所・幼稚園等から個別の教育支援計画を含む資料が届いたら、速やかに保護者を交えて個別の教育支援計画の作成に取りかかりましょう。

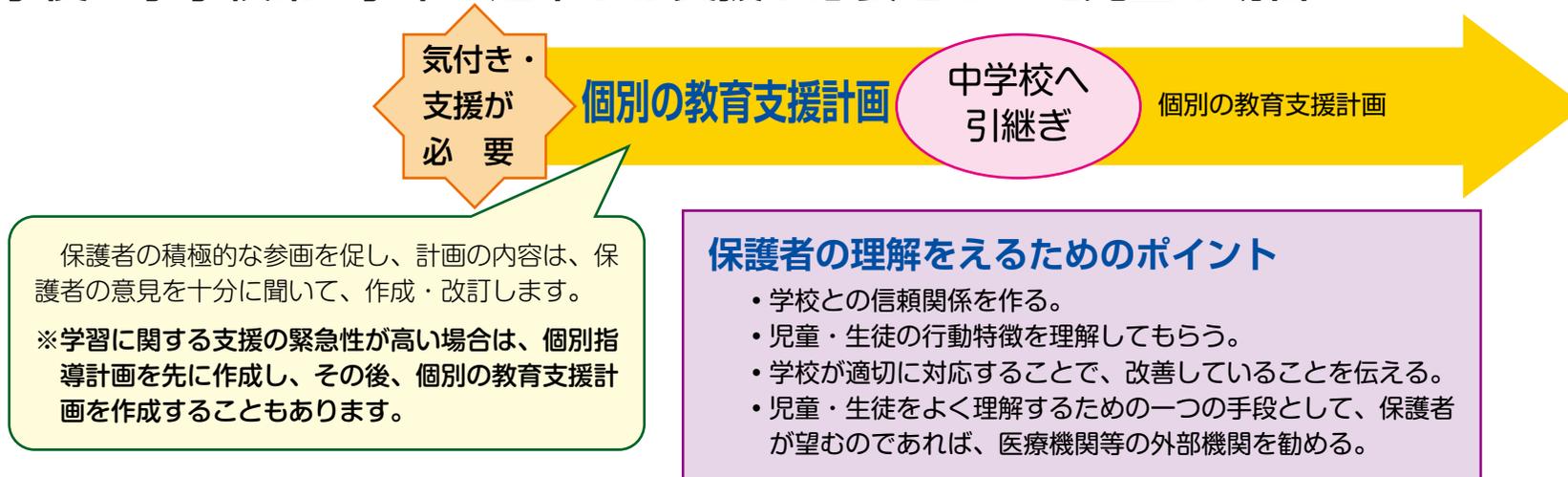
### ② 学校に入学してから支援が必要になった児童・生徒の場合

校内委員会等で支援が必要であることが分かり、保護者も支援を受けることを了解した時点で、個別の教育支援計画が作成されます。校内委員会では、支援が必要な児童・生徒に対し、支援をどのように行っていくかを検討します。この検討の結果が、個別の教育支援計画に盛り込まれることとなります。

## 〈例1〉就学前から「個別の支援計画」等が作成されている児童の場合



## 〈例2〉就学後、小学校第2学年の途中から支援が必要となった児童の場合



# 5. 個別の教育支援計画の作成の実際

個別の教育支援計画の各項目には、何を記入したらいいでしょうか。

個別の教育支援計画

児童 生徒	氏名	(ふりがな)	性別
担任	氏名		
在籍校			

児童・生徒の氏名、担任名、学校名などの基本情報を記入します。

※個別の教育支援計画は、本人や保護者を交えて作成する計画です、計画の趣旨から、氏名の欄は、本人や保護者に記入してもらうこともあります。

現在・将来についての希望	
児童 生徒	みんなと仲良くしたい。
保護者	協調性が育ってほしい。得意なものを見つけて伸ばしたい。

1～3年後にどのような生活を送ってみたいかなどの希望や願いを聞き取り記入します。

※時には、本人の実態とかけ離れている希望や願いもあると思いますが、本人の気持ちや保護者の気持ちを大切にすることが肝要です。

※高校生のように年齢が上がってきた場合は、本人と保護者と別に面接をして聞き取ることもあります。

<b>支 援 の 目 標</b>		
自信をもって学習できるようになり、学校生活が楽しくなるように支援する。		
<b>必要と思われる支援</b>		
学習の手助けや衝動性をコントロールするために支援する。		
<b>学 校 の 支 援</b>		
<input type="checkbox"/> 個別指導計画を作成し、苦手な教科の学習にも取り組めるようにする。 <input type="checkbox"/> 成功体験の蓄積と自分の気持ちの切り替えに配慮する。		
<b>家 庭 の 支 援</b>		
<input type="checkbox"/> うまくいっていること、できることを見付け、ほめていく。 <input type="checkbox"/> いらいらしているときの気分転換の仕方を教える。		
<b>支 援 機 関 の 支 援</b>		
学校生活	支援機関：学童クラブ 支援内容：毎週水曜日の放課後の支援	担当者：○○○○○ 連絡先：
関係機関	支援機関：こどもセンター 支援内容：本人との面談、保護者との相談	担当者：△△△△△ 連絡先：

1～3年後の姿をイメージして、大きな目標を記入しましょう。

(例) ・自信をもって学習に参加する。  
 ・みんなの前で元気に発表できる。など

本人が困っていることに対して、保護者や学校ができる方針を示しましょう。

(例) ・次の行動の見通しがもてるようにする。  
 ・不安な時の対処の仕方を学習するとともに、落ち着ける場所を用意する。など

本人のできるところを伸ばすというプラスの視点で書いてみましょう。

(例) ・簡単な課題を少しずつ出して、自信をつける。  
 ・小さなことでもいいところをほめる。など

無理なく、本人も家族も取り組めるような内容を記入しましょう。

(例) ・次の日の持ち物を一緒にそろえる。  
 ・家族レジャーの日を設ける。など

はじめは少なくとも構いません。支援機関が増えていけば、加筆していきましょう。

(例) ・子供によっては、学習塾やスポーツクラブなどが支援機関になる場合もあります。

# 6. 個別の教育支援計画の引継ぎ

— 送る側と受け取る側のニーズを理解して引き継ぎましょう。 —

個別の教育支援計画を引き継ぐことは各学校の大事な役割です。一人一人の状況に応じて、丁寧に引継ぎを行いましょう。



## 就学前の 機関

- 就学支援シート
- 幼稚園幼児指導要録
- 保育所児童保育要録  
(写し又は正本)

## 小学校 (小学部)

- 個別の教育支援計画
- 児童指導要録  
(写し又は抄本)

### 送る側の視点

- 保護者の方と、どんな情報を、どのように送付するかを相談することが大切です。
- こうすればできる、という手がかかりや成果を伝えましょう。

- 新しい学校生活がスムーズに始まるように、保護者の不安や願い、幼稚園・保育所の指導内容・配慮点等を伝えていきましょう。

### 受け取る側の視点

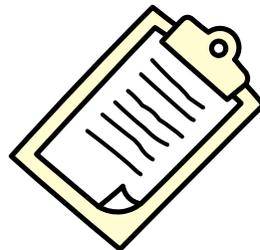
- 受け取った情報を、これからの指導に生かしていくことが大切です。
- 困ったときの対処や、パニックを起こさないですむような配慮事項等をよく聞き取りましょう。



- 進路が決まったら、新しい学校へ、個別の教育支援計画をどのように送付するか、保護者と相談しましょう。

- 例**・保護者が直接手渡す。
  - ・小・中学校間で事前に話し合いをして送付する。
  - ・4月以降の引継会で渡す。

- 区市町村を通じて、あるいは保護者から直接、就学支援シート等が送られてきます。
- 学校は、送られてきた書類を参考にするとともに、引継会や、保護者面談をしましょう。その段階で、個別の教育支援計画の作成が始まります。



## 転学が決まったら…

- 転学する学校へ、個別の教育支援計画をどのように送付するか、保護者と相談しましょう。
- 今の学校での状況等の情報を伝えることが、子供のスムーズな転学のために重要であることをよく説明しましょう。

# 中学校 (中学部)

- 個別の教育支援計画
- 生徒指導要録  
(写し又は抄本)

# 高等学校 (高等部)

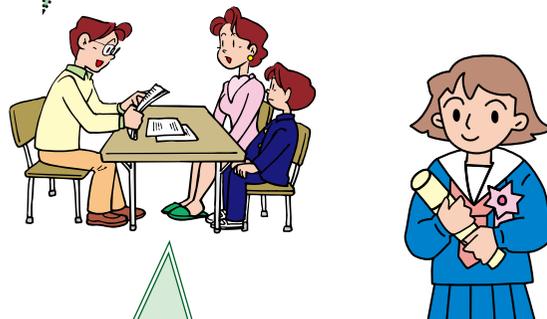
必要に  
応じ

進学先・  
就労先へ

○高等学校への進学は、地域も違い、友人関係も違うため、生徒も保護者も様々な思いがあります個別の教育支援計画は、同意・引継方法・内容をよく生徒・保護者と相談し、同意を得た上で引き継ぎましょう。

㊦ 入学式が終わった後、保護者が新しい担任と面接をしたときに手渡す。

- 小学校等から情報を受け取った中学校は、まず情報を受け取ったことを保護者に伝えましょう。保護者は、新しい担任の先生が、資料を読んでもくれたかどうか心配しています。
- 受け取った情報を基に、保護者面接を実施します。
- 小学校の個別の教育支援計画を参考に、中学校の個別の教育支援計画を作成します。



- 高等学校へ進学した保護者・生徒には、全く経験していない新しい学校生活へ戸惑うことを前提に相談をしましょう。
- 個別の教育支援計画を送付又は提出してきた生徒・保護者は、高等学校に入学しても、引き続き支援を受けることを望んでいます。よく相談し、高等学校でできることを整理して、個別の教育支援計画を作成しましょう。

現在、東京都においては、中学校から高等学校へ、個別の教育支援計画が円滑に引き継がれていること少ないという課題があります。中学校から適切に保護者に働きかけるとともに、高等学校においても、入学直後に相談の機会を設けたり、保護者へ働きかけたりするなどの工夫が必要です。



# 7. 「個別の教育支援計画」と「個別指導計画」

## 個別指導計画は、どのような計画ですか。

「個別の教育支援計画」に示された、「学校での支援」を具体化した指導計画が、「個別指導計画」です。

「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に指導目標や指導内容、方法を設定して、作成していきます。

「個別指導計画」を作成するに当たっては、当該児童・生徒の「個別の教育支援計画」を踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮する必要があります。

右の図は、個別指導計画の書式の例です。学校生活の具体的な場面（片付けや提出物の管理、着替えや集団行動など）、教科学習における配慮（読み書きや計算、得意・不得意な学習、ノート使い方、話し合いへの参加など）、さらには、対人関係（コミュニケーションの特徴、集団参加）、学級経営上の配慮（周囲の児童・生徒の理解など）について、日常の観察などから実態把握を行い、当面の指導目標や支援の手だてなどを考え、記入したものを保護者に示していきます。

## 個別の教育支援計画との関係を教えてください。

「個別の教育支援計画」が1年ないし3年間の長期的な計画であるのに対し、「個別指導計画」は、学期ごと、あるいは学年ごとに指導と評価を繰り返す短期的な計画と言えます（右図参照）。

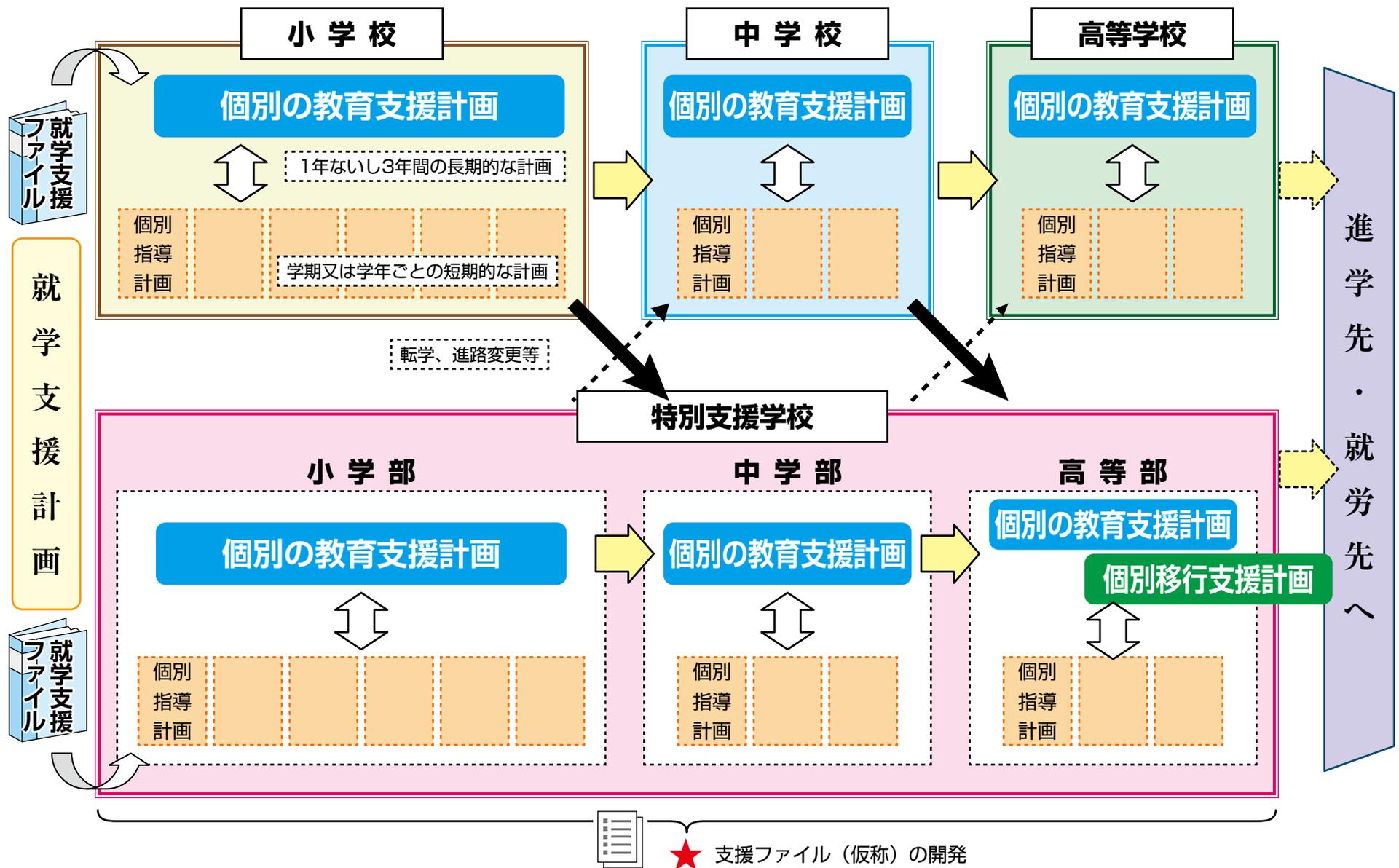
「個別指導計画」は、「個別の教育支援計画」の目標や支援の方針を踏まえて作成します。

平成〇〇年〇月〇日作成

〇〇〇立〇〇小学校

### 個別指導計画（ 学期）

氏名 <small>（ふりがな）</small>	性別	在籍学級	
		担任氏名	
本人・保護者の願い			
本人			
保護者			
	児童生徒の実態と目標	指導の手だて	評価
生活	学校での「生活」「学習」「対人関係」などについて、また、学級経営上、配慮を要することなどについて、学期ごと・学年ごとに、具体的な目標と指導の手だてを書いていきます。		
学習			
対人関係			
学級経営			
区市町村教育委員会で開発した書式など、様々な書式がありますので、書きやすいものを選んで工夫したりすることが必要です。			
学期の目標			



★支援ファイル（仮称）の開発；特別支援学校において、小学部入学・卒業、中学部入学・卒業等の節目ごとに個別の教育支援計画をとじ込み、次の段階に情報を伝達することをねらいとした支援ファイルの開発について検討しています。

# 8. 支援機関とのつながり

— それぞれの年代に応じた支援先リストをつくりましょう。 —

どのような支援機関、関係機関あるのでしょうか。それぞれの年代に応じて、つぎのような支援機関、相談機関があります。

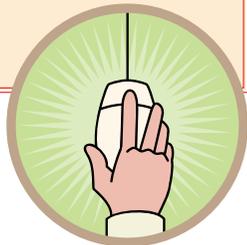
具体的な連携先については、地域の自治体の相談窓口か、都立特別支援学校のコーディネーター等にお問い合わせください。

◎学校単位で、地域の支援機関のリソースマップを作成しておくといでしょう。

- 東京都や区市町村の情報を基に整理する。
- 利用している児童・生徒や保護者から情報収集し、利用しての感想等も整理する。
- 利用案内やリーフレット等を整理し、情報提供できるようにしておく。

これらの資料は、全国LD親の会の山岡 修氏の講演（平成23年8月24日 個別の教育支援計画講習会）から、引用させていただきました。

更に詳しい情報については、[全国LD親の会のホームページ](#)を御覧ください。



## 学齢期前の支援機関

	支援内容	実施場所例 【運営主体】	主な内容
早期発見	3歳児健診	地域の保健センター	医師による問診（ことばの理解や会話の発達状況を含む。）、身体計測、視力、聴力検査、検尿等
	5歳児健診 （一部の地域）	契約医療機関	身体測定、眼の異常、歯の異常、問診票（生活習慣チェック、行動評価）
相談	子育て支援相談	子ども家庭支援センター 【区・市】	子育てに関する相談全般（対象：18歳未満の子供とその家族）
	子育て支援相談	子育て支援センター 【区・市(社会福祉協議会)】	子育て教室、発達相談、各種相談、短期緊急保育（対象：就学前の子供と保護者）
	療育相談	保健所 【区・市】	障害のある児童や病気で長期療養を必要とする児童を対象に、専門医などによる相談や指導を行なっています。
早期支援	相談支援事業 （地域生活支援事業）	区市町村障害担当課 【区・市(福祉事業所)】	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。生活相談、健康相談、ピア・カウンセリング
	児童デイサービス	通所施設 【福祉事業所等】	障害者自立支援法に基づく支援サービス。集団療育、個別療育、発達相談、一般外来相談
	子育て支援	子ども家庭支援センター 【区・市】	職員やボランティアによる体操・手遊び・絵本の読み聞かせなど
	民間の療育	民間の療育機関	

## 学齢期の支援機関

	支援内容	実施場所例【運営主体】	主な内容
診断・病院	診断等	[公立病院] - (国立) 国立成育医療センター等	こころの診療部＝診断・投薬・療育 (対象：16歳まで)
	診断等	[公立病院] - (都立) 東京都立小児総合 医療センター等	こころの専門診療部児童・思春期精神 科＝診断・相談・投薬
	診断等	[民間病院]	診断・相談・療育
相談	教育相談	教育センター [各区市]	対象：学齢期
	教育相談	特別支援学校の教育相談 [都立56校]	対象：学齢期
	児童相談	児童相談所 [都内11か所]	対象：18歳未満
	発達障害相談	発達障害者支援センター	対象：全年齢
	相談全般	民間療育機関	
相談全般	親の会・NPO法人等		
支援・療育	障害児放課後 日中一時支援事業	学校等の 空き教室等を利用 [区・市]	知的障害を持つ児童の放課後の安全と、保護者の就労支援を目的とした事業で、工作・作業活動、学習活動、リトミックなどの運動、グループでの水泳など(対象：小学4年から高校3年)
	児童デイサービス	通所施設 [福祉事業所等]	集団療育、個別療育、発達相談、一般外来相談(対象：就学前児中心)(障害者自立支援法に基づく支援サービス)
	短期入所 (ショートステイ)	入所施設 [福祉事業所等]	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等(障害者自立支援法に基づく支援サービス)
	各種療育	民間療育機関	
	当事者団体の取組	親の会・NPO法人等	

## 青年期・成人期の支援機関

	支援内容	実施場所例【運営主体】	主な内容
病院・診断	診断・投薬等	[民間機関]	診断・相談・療育
	診断・投薬等	[大学病院]等	発達障害(アスペルガー)外来等＝外来診療と対人関係のスキルを身につけて就労に向けて援助するためのデイケア(対象：青年期から成人)
相談	発達障害相談	発達障害者支援センター	対象：全年齢
	相談全般	総合福祉センター [各区市]	対象：全年齢
	相談全般	障害者就業・生活支援センター [都内5か所]	対象：成人
就労支援	就労支援(相談)	ハローワーク [都内23か所]	就職に向けた相談、職業能力や対人技能訓練、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
	就労支援(相談)	東京障害者職業センター [都内1か所(上野)]	職業評価、職業指導、職業訓練、雇用対策上の知的障害者の判定、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
	就労支援(相談)	障害者就業支援センター [各区市に設置(事業者 に委託)]	相談、実習先や就職先探し、面接や実習等の支援、通勤の同行やジョブコーチ、職場訪問
	就労支援(相談)	障害者就業・生活支援センター [「障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ」等都内5か所]	就労に向けた準備訓練、職場実習、定着支援、各種機関の紹介
各種制度の利用	愛の手帳 (療育手帳)	申請先：区市の窓口 (障害福祉課)	判定：18才未満＝児童相談所18才以上＝心身障害者福祉センターないし多摩支所
	障害基礎年金	申請先：区市の年金課	医師の診断を受けて「障害給付裁定請求書」等の必要書類を提出
	雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定	地域障害者職業センター	愛の手帳(療育手帳)を取得していない人について、職業能力等を評価し、判定を受けると、障害者と同等に雇用率の対象となる仕組み
	障害者自立支援法に基づく支援サービス	申請先：区市の窓口	障害程度区分の認定を受ける等をして、認定を受ける。

# 9. 実際の「個別の教育支援計画」

## － 小学校、中学校、高等学校の記入例 －

### 小学校の記入例

このような記入例を保護者に見せて、一緒に考えていくことも一つの方法です。

小学校時代は、多くの子供たちにとって、学校生活に慣れることで精一杯です。

決まりが守れなかったり、友達とうまく関われなかったりすると、周囲の大人は心配して、それらを改善しようと指示や介入が多くなり、本人はかえって混乱してしまうことが少なくありません。

小学校段階では、まずは、学校生活を楽しく過ごせるという大きな支援目標を立て、①今できていることは何かを探して、それを伸ばしていく。②本人に分かりやすい目標を示して、努力を認め、達成できたことを自信につなげていくことが大切です。

学校でも、家庭でも、ほめられる場面を作っていくことが、支援の基本方針となります。

現在・将来についての希望	
児 童	友達と仲良くしたい。
保 護 者	落ち着いて勉強できるようになってほしい。自分のことは自分でできるようになってほしい。
支 援 の 目 標	
楽しく学校生活が送れるようにする。できることを増やしていく。	
必 要 と 思 わ れ る 支 援	
A君の特性を周囲が正しく理解し、今できていることを伸ばす。 具体的な目標を立てて、達成できたらみんなでほめ、自信につなげる。	
学 校 の 支 援	
関係する先生方で個別指導計画を作る。授業や休み時間でがんばれそうなことを本人にも伝えて、変化を見守る。	
家 庭 の 支 援	
やるべきことの順番を決めて、一緒にやれるようにする。できるようになったら、手助けは少なくしていく。	
支 援 機 関 の 支 援	
学校生活	支援機関：教育支援員 担当者：〇〇〇〇 連絡先：職員室（月・水・木） 支援内容：休み時間の遊びの見守り 授業で困難な課題のときの個別支援（本人の希望があるとき）
支援機関	支援機関：学童保育室 担当者：△△先生、△〇先生 連絡先：〇〇〇－〇〇〇〇 支援内容：放課後の遊びの提供
医療機関	支援機関：小児科 主治医 担当者：〇△先生 連絡先：△△△－△△△△ 支援内容：疲れると喘息になりやすいので、体調の管理と発作を起こした時の対応

## 中学校の記入例

中学校に入ると、教科担任制になり、学校行事や部活動なども、ダイナミックな活動になってきます。

特別な支援を必要とする生徒は、小学校時代と違う学校生活のリズムに対し、見通しがもてないため、戸惑ったり、過度に疲労感を感じたりすることがあります。

支援が必要な生徒ばかりでなく、多くの生徒が、不安や悩みを抱える時期でもあります。

本人の特性や、支援が必要であることを、学年の先生方が共通に理解し、生徒の様子を、いつも話題にできるようにしておく、本人が困ったときも、対応が早くできます。

また、スクールカウンセラーの活用も有効です。問題が特になくても、定期的に話せる関係を作っておけば、問題が生じたときに、適切なアドバイスを受けやすくなります。

## 小学校からの引継ぎ

やるべきことの順番を決めていくと、身の回りの整理整頓ができるようになった。二人だが、気の合う友達ができた。(一人は同じ中学校へ進学する。)  
学習面では、苦手意識があるので、長続きしない。個別の声掛けが必要



現在・将来についての希望	
生徒	部活動がんばりたい。勉強もできるようになりたい。
保護者	中学校の学習に、本人なりにについて行ってほしい。3年間、元気に通ってほしい。
支援の目標	
中学校生活に慣れる。学校行事や部活動、定期テストなどでも、自分の力を出せるようにする。	
必要と思われる支援	
生活のリズムをつくり、疲れないようにする。やるべきことをためないよう、次に進めるための声掛けをしていく。	
学校の支援	
学年の教員、部活動の顧問が定期的にA君の様子を伝え合う。困っている場面があれば、支援会議を開く。	
家庭の支援	
家庭での生活や休日の予定を立てさせ、計画通りに実行できたことをほめる。疲れていたら、早めに休ませる。	
支援機関の支援	
学校生活	支援機関：スクールカウンセラー 担当者：△○○○ 連絡先：教育相談室（毎週火曜） 支援内容：学期に1回程度の面談。本人が思っていることを、話せるようにする。
	支援機関：部活動顧問（剣道部） 担当者：△△○○ 連絡先：体育教官室 支援内容：部活動全般の心配ごとの相談。体力向上と集団生活の支援
支援機関	支援機関：土曜補習講座 担当者：△×指導員 連絡先：区教育センター 支援内容：基礎コースで、苦手を克服。テスト前の質問、相談
医療機関	支援機関：小児科主治医 担当者：○△先生 連絡先： 支援内容：移動教室や水泳指導の前の健康観察

## 高等学校の記入例

高校生になると、一般的に、思っていることや困っていることを、保護者や先生に直接話すことは、少なくなります。

しかし、特別な支援を必要とする生徒は、将来の進路のことや勉強のことについて、漠とした不安を感じている場合があります。

高等学校で行う支援とは、生徒が高校生活を送る上での不安を少なくすることです。具体的には、学習や生活上で困っていることを、面談や普段の様子から把握して、必要な助言をすることです。

より専門的なニーズが出てきた場合には、外部の専門家（特別支援教育心理士、特別支援学校のコーディネーター等）に支援を求めることができます。

高等学校における「個別の教育支援計画」については、実践事例がまだ少ないのですが、本書のような例を保護者にも示しながら話し合いをすると、必要事項を書き込みやすくなると考えられます。

## 中学校からの引継ぎ

口数は少ないが、困ったときに自分から質問できるようになってきている。初めのうちは、話しやすい雰囲気作りが必要かも。部活動を3年間やり通せたことが、健康面でも精神面でも自信につながっている。表現（話したり、書いたりすること）が得意ではない。友人関係は、良好



現在・将来についての希望	
生徒	将来のことはまだよく分からない。高校生活の中で、決められたらいい。
保護者	勉強がついていけるか心配なので、適切なアドバイスが欲しい。交友関係を広げてほしい。
支援の目標	
高校生活に慣れ、力を発揮できるようにする。	
必要と思われる支援	
目標をもって、勉強や学校行事等に取り組めるようにする。 困っていることや周りの人にしてほしいことを、言えるようにする。（ヘルプスキルの向上。伝えやすい環境づくり。）	
学校の支援	
学期ごとの面談の機会を通して、改善したいことや将来の目標を話し合う。 学力の定着を図るために、夏季補習や土曜講座を活用する。講座の取り方については、相談に応じます。	
家庭の支援	
休日は本人の話をよく聞くようにする。部活動や奉仕活動、地域の活動などに積極的に関わられるよう、励まし、見守る。	
支援機関の支援	
学校生活	支援機関：学年の教員 担当者：〇〇△△（担任） 連絡先：担任 支援内容：学習面、生活面での相談に応じます。
支援機関	支援機関：区教育センター 担当者：△〇〇〇相談員 連絡先： 支援内容：中学校時代のスクールカウンセラーに、必要なときに相談にのってもらう。
	支援機関：LD親の会 担当者： 連絡先： 支援内容：高校生の集いなどに参加してみる。
医療機関	支援機関： 担当者： 連絡先： 支援内容：

# 10. Q & A

## － 管理職の方のよくある質問に答えて －

**Q** 個別の教育支援計画の作成を促進するために、校長（副校長）として何をすればいいでしょうか

**A**：個別の教育支援計画の作成を促進し、有効な活用を推進するためには、管理職として、学校経営計画に、特別支援教育の推進はもとより、個別の教育支援計画の作成を明記し、学校全体で個別の教育支援計画の作成と活用に取り組んでいくという意思表示が肝要です。各教員に対しては、校長の方針である個別の教育支援計画の作成と活用の推進に如何に具体的に取り組むかについて、自己申告の面接の折などに指導をしていくこともできます。

**Q** 校内委員会を有効に活用するための配慮点を教えてください。

**A**：まず、校内委員会を定期的に開くことが重要です。そのためには、年間計画にあらかじめ2、3回の校内委員会開催日を設定しましょう。特に、検討をする事項がないとしても、議題として、支援を必要とする児童・生徒がいるかを話し合うだけでも、重要な会議になります。また、特に対応が必要な事例があった場合、臨時的に校内委員会を開ける体制を整えることも重要です。

**Q** 特別支援教育コーディネーターの職務量が多く負担をかけそうです。どうしたら良いでしょうか？

**A**：特別支援教育コーディネーターは、調整をすることが主な役割ですが、ともすれば、特別支援教育に係る様々な仕事を特別支援教育コーディネーターが負うことになりかねません。特別支援教育コーディネーターに職務が偏らないようにするためには、まず、校内委員会等の特別支援教育に係る組織を分掌に位置付け、特別支援教育コーディネーターを孤立させないことが肝要です。また、特別支援教育コーディネーターの複数指名も有効です。

**Q** 作成は、保護者の理解を取らないとならないのですか。また、どのように説明をするとよいですか？

**A**：個別の教育支援計画は、本人や保護者の意見を十分に聞いて、教育、保健・医療・福祉等の各機関が同じ方向で支援ができるように作成する計画です。ですから、保護者の理解は必要です。その時に、「お子さんのこれからのことについて、学校・家庭のそれぞれの役割や目指す方向性を、一緒に確認していきましょう。」というように、自立や社会参加のために必要な支援を、保護者とともに考えていく、といった視点での説明が大切です。

**Q** 進学先や転学先に、個別の教育支援計画を渡す場合の注意点を教えてください。

**A**：個別の教育支援計画には、児童・生徒の個人情報が含まれますので、進学先や転学先への引継ぎについては、本人・保護者の同意を得ることが必要です。また、送付の仕方、引継ぎの方法についても、保護者と相談し、進学先や転学先でも引き続き一貫した支援が行われるようにすることが重要です。相手に手渡しすることが望ましいですが、交換便や郵送で送付する場合は、事故等が起こらないように事前に連絡すること、送付日時や送付したものが何か記録すること、複数の人間で確認すること等の配慮が必要です。

**Q** 外部機関を保護者に紹介するときの配慮点を教えてください。

**A**：その機関で受けることのできる支援や相談内容について、リーフレットや利用案内で確認し、正確な内容を保護者に説明するようにします。保護者の方の中には、医療機関の受診に抵抗のある方もいます。外部機関と連携する意義等について、丁寧に説明することが大切です。しかしながら、外部機関への紹介は、保護者の気持ちに寄り添うことが必要であり、必要性を感じていない保護者に繰り返し勧めることは控えるなどの配慮も必要です。

特別支援教育理解啓発資料 管理職必携

「個別の教育支援計画」による支援の実際

－さらに推進する特別支援教育－

東京都教育委員会印刷登録 23年度 第185号

発行日 平成24年3月31日

発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番地1号

電話 03(5320)6847

**R100**

再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています